



ガリバーホール 電話(36)0219

高島市勝野670
■新春名画鑑賞会
『タイヨウのうた～A Song to the sun～』
 彼女は、タイヨウに帰っていった…僕の心に、歌をのこして。月の光の下で、限られた時間を歌と一緒に生きた少女の物語。大ヒットTVドラマの劇場版。小泉徳宏監督作品。出演：YUI、塚本高史。
▶日時：1月13日(土) 13時30分上映(13時開場)
▶入場料：一律500円 全席自由席
▶チケット販売所：ガリバーホール・高島市民会館・やまびこ館・藤樹の里文化芸術会館・新旭公民館・マキノ土に学ぶ里研修センター



藤樹の里文化芸術会館 電話(32)2461

安曇川町上小川106
■映画「107+1～天国はつくるもの～」と「南ぬ風人まーちゃんバンドライブ」
▶日時：1月14日(日) 13時30分開演(13時開場)ライブ 16時～
▶場所：高島市藤樹の里文化芸術会館
▶料金：前売1,000円(当日1,300円)
問107+1上映実行委員会 代表：細田 電話(22)4608

高島市立資料館 企画巡回展

- = 企画巡回展開催中 =
- マキノ資料館**
問マキノ町蛭口260番地1 電話(27)1484
★高島と地震 ～発掘された地震跡～
▶期間：開催中～1月28日(日)
 - 朽木資料館**
問朽木野尻478番地22 電話(38)2339
★高島の城と城下 ～戦国乱世を生き抜いた高島の人々～
▶期間：開催中～3月25日(日)

高島市文化ホールの事業をはじめ、市民の皆さんの文化情報を掲載します。文化情報は、藤樹の里文化芸術会館 電話(32)2461 までお寄せください。締め切りは掲載予定号の1か月前です。

■高島歴史民俗資料館
問高島市鴨2239番地 電話(36)1553
★神と仏の世界 懸仏展
▶期間：開催中～1月28日(日)
★なつかしのあかり道具展
▶期間：開催中～1月14日(日)
 ◇開館時間 9時～16時30分
 ◇休館日 月・火曜日・祝日
 年末年始(12月28日～1月4日)

今津東コミュニティセンター 電話(22)3222

今津町中沼1-4-1 [休館日：12月28日(木)～1月3日(水)]
■展示ホール
★資料館出前展「世界の名画展」
▶期間：開催中～1月10日(水)
★今津愛瓢会瓢筆展
▶期間：1月15日(月)～27日(土)

湖西地域の文化情報

- ◆ギャラリー
 - 今津サンブリッジホテルギャラリー**
問今津町今津1689-2 電話(22)6666
▶休み：無休
★「2007あゆみ書展」 竹朋会女性会員
▶日時：1月1日(月)～31日(水)
▶料金：無料
- ギャラリー藤乃井**
問安曇川町田中426 電話(32)0150
▶時間：10時30分～18時
▶休み：期間中無休
★「八十翁のふるさと風景・水墨画展」吉廣三千夫
▶日時：1月22日(月)～28日(日)
▶料金：無料

■Cafe Cozy
問今津町舟橋2-8-10 電話(22)1414
▶時間：10時～22時
▶休み：火曜日
★油彩画展「湖西の四季」Part II 山本功次
▶日時：1月5日(金)～29日(月)
▶料金：無料

市営住宅の入居者を募集します。

- 市営住宅申込資格(次のすべての要件を満たしている方)
 1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
 2. 市町村税等の滞納がない方(一部の住宅に限り、入居者の要件により単身の入居が可能)
 3. 入居予定者全員の収入が一定額以下であること。
 4. 現に住宅に困窮している方
 - 募集期間等
 - ◆定期募集
 - ▶受付期間 1月10日(水)～1月23日(火)
 - ▶選考会 1月下旬
 - ▶入居予定 2月上旬以降
- ※募集する住宅は、受付開始前に市掲示板等に公表します。
 ◆随時募集 朽木地区にある一部の団地については、申込資格を満たす方は、申し込み順に入居することが出来ます。
 [現在の空き状況] 針畑団地 1戸
問住宅監理課 電話(22)00048

税

市民税・県民税申告書、確定申告書等を発送します

平成19年度(平成18年所得)市民

税・県民税申告書は、前年度に申告された方へ1月下旬に発送します。

また、平成18年分の所得税確定申告関係書類は、1月中旬から下旬に大阪国税局より随時発送されます。(消費税確定申告書および決算書等も同封されています。)

インターネットを利用されている方へ
 確定申告書や青色決算書などは、ご自宅のパソコンから国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
 の「確定申告書作成コーナー」に接続し、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより作成することができます。

※「コーナー」で作成した確定申告書等は、ご使用のプリンタで印刷(モノクロ印刷でも可)し、そのまま今津税務署へ郵送等で提出できます。(税務課)

家屋を取り壊したら届出を

固定資産税は、毎年1月1日現在に所有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。

平成18年中にあなたが所有している家屋を取り壊したり、売買、譲渡などをした場合は、翌年度からその家屋に対する固定資産税は課税されなくなります。

ただし、次のような場合には届出が必要で、
 出が「建物滅失届」

- ・登記ができていない家屋を取り壊した場合
- ・登記がされている家屋であっても、取り壊したことに對する滅失登記ができていない場合

〔未登記家屋の所有者変更届〕
 ・登記ができていない家屋を売買、譲渡などした場合
 届出は、本年1月末日までに市役所税務課または各支所住民課で手続きをしてください。届出様式は高島市ホームページからもダウンロードできます。

問市役所税務課 電話(25)8116

年金

新成人のみなさん！国民年金は、20歳から始まります！！

新成人のみなさん、ご成人おめでとございませう。

みなさんは年金制度について、どのくらいご存知ですか？
 日本国内に住所がある20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入しなければなりません。もちろん、学生の方も同様です。現在、大学や専門学校等に通っている、「国民年金の保険料を支払

うのは、難しいな。」という方には、保険料の納付が猶予される「国民年金保険料学生納付特例」という制度があります。

希望される方は、次のものをお持ちの上、市役所保険年金課または各支所住民課で申請をしてください。(社会保険事務所へ郵送で申請することもできます。)

- 〔申請に必要なもの〕
- ①対象者の年金手帳(青色)
 - ②学生証または在学証明書提出時において、就学が認められるもの
 - ③印鑑(認印)
 - ④申請書(お持ちでない方は、市役所保険年金課または各支所住民課までお越しください。)
- ※学生の方以外にも、免除制度があります。(所得要件有り)

なお、会社員や公務員の方は、現在加入している厚生年金や共済組合が、国民年金にも加入していることとなりますので、加入中の年金制度とは別に国民年金に加入する必要はありません。

問市役所保険年金課
 各支所住民課
 大津社会保険事務所
 国民年金業務課
 電話(077)521-1789
 (保険年金課)